

労災保険実務講習会

～ニュースとなった労災認定の説明を行います～

一般社団法人 池袋労働基準協会
幹事 渋谷労働基準協会

労働者災害補償保険法施行規則第49条第1項は、事業主が労働者に対して、労災保険に関する法令のうち労働者に関係のある規定の要旨を周知することを義務付けています。

会社の担当者や経営者の方は、労災保険を巡る問題をしっかり把握し、労働者に不利益が生じないようにおきましょう。

日時	令和7年12月3日(水) 15:00～16:30（開場・受付開始 14:30）
場所	渋谷区立商工会館5階 第1会議室（裏面地図参照）
内容	■ ■ 主な解説予定テーマ ■ ■ ◆ 事業者が社員の労災認定を不服として取消請求できますか？ ◆ 2つの職場でのストレスが原因でうつ病を発症しました、労災と認められるのでしょうか？ ◆ 客から著しいカスハラを受けた住宅販売の営業社員が精神疾患を発症し、労災と認められました。 ◆ パワハラの労災請求は、その5割が労災と認定されているのですか？ ◆ 炎天下での作業中にくも膜下出血を発症しました、労災と認められるのでしょうか？ ◆ 社員約40名の建設会社専務取締役を実質的に労働者であると認め、労災給付が行われました。 ◆ 労災で妻を亡くした夫の年齢制限は違憲との提訴、男女で受給資格の違いがあるのですか？
講師	渋谷労働基準監督署 労災第一課長
受講料	無 料
定員	50名（定員に達し参加できないときのみご連絡いたします）
申込方法 申込先	申込書にご記入の上、(一社)池袋労働基準協会宛 FAX (03-3988-6366)にてお申し込みください。お申し込み FAX をいただきましたら受講番号を付して FAX にてご返送します。 (一社)池袋労働基準協会 豊島区池袋 1-8-8 池袋労働基準協会ビル 2 階 TEL : 03-3988-6344 FAX : 03-3988-6366
その他	この講習は、渋谷労働基準監督署のご協力をいただいております。

労災保険実務講習会 申込書 兼 受講票

令和7年12月3日(水)15:00~16:30 開場・受付開始 14:30

お申込み先 FAX 番号：03-3988-6366

一般社団法人 池袋労働基準協会 宛

会員の別	○をお付けください。 渋谷・池袋会員 / 会員以外	
事業場名		
所在地	〒	
連絡担当者	部署	TEL
	氏名	FAX
受講者	氏名（フリガナ）	受講番号
受講者	氏名（フリガナ）	受講番号

◆受付で受講番号をお申し出ください。

◆個人情報は、本研修のため以外に使用することはありません。

《会場案内図》

渋谷区立商工会館5階
第1会議室
渋谷区渋谷 1-12-5

受 付 日
月 日

